

しんくみ東海北陸健康保険組合便り



連絡先：〒453-0015
愛知県名古屋市中村区椿町3-21
電話：052-451-0291 FAX：052-453-3770



たかが…、されど、やっぱ りOJT

企業の力を高めるために若手社員の教育やOJTの必要性を感じながらも、うまく取り組んでいる自信がないという方も多いでしょう。

HR総研が昨年実施した「若手社員の育成に関するアンケート調査」によると、中小企業で若手社員の育成計画を作成できている企業は53%しかないそうです。

◆Z世代だから難しい？

Z世代のコミュニケーション能力の低さを言う風潮もありますが、それを「違い」と捉えれば、その溝を埋めるためにはコミュニケーションをとるしかありません。

得体のしれないものが怖いというのは本能的なものかもしれませんが、そうした無知からくる怖さをなくするには、「知ればよい」ということとなります。自分が相手を怖いと思っているときは、たいていの場合、相手も自分を怖いと思っています。

もし、現状のOJTがうまくいっていない場合は、OJTだからと肩ひじ張るのではなく、まずは普通の会話ができる関係づくりから始め

てみてはどうでしょうか？

◆OJTの体制整備を

同調査によると、業務パフォーマンスの向上に最も相関関係のある企業の取組みは「OJTの体制整備」だそうです。つまり、体制が整っていないと業務パフォーマンスが上がらないということでしょう。「最近の若い者は……」と言っているだけでは始まりません。コミュニケーション改善を含めた育成計画の策定と体制整備を行いましょ。

中小企業の賃上げ率 3.62%～日商調査より

日本商工会議所から、2024年4月時点の中小企業の賃上げ状況に関する調査が発表されました。ポイントは次のとおりです。

◆2024年度の賃上げ

- ・2024年度に「賃上げを実施予定」とする企業は74.3%と7割を超え、1月調査から13.0ポイント増。うち「防衛的な賃上げ」は59.1%と依然6割近く。
- ・従業員数20人以下の企業では、「賃上げを実施予

定」は63.3%。うち「防衛的な賃上げ」は64.1%。規模の小さな事業所では賃上げの動きがやや鈍く、厳しい状況。

- ・「賃上げを実施予定」とする企業は、卸売業、製造業で8割超え。最も低い医療・介護・看護業で5割強(52.5%)と全業種で半数以上が賃上げ。
- ・情報通信業、宿泊・飲食業、金融・保険・不動産業で「前向きな賃上げ」が5割超に達する一方、運輸業では「防衛的な賃上げ」が7割超(72.2%)と業種により差。

◆正社員の賃上げ

- ・正社員の賃上げは【全体】賃上げ額(月給)9,662円、賃上げ率3.62%(加重平均)。
- 【20人以下】賃上げ額(月給)8,801円、賃上げ率3.34%(加重平均)。
- ・業種別では、その他サービス業、小売業で4%台と高く、運輸業、医療・介護・看護業は2%台にとどまる。

◆パート・アルバイト等の賃上げ

- ・パート・アルバイト等の賃上げは、【全体】賃上げ額(時給)37.6円、賃上げ率3.43%(加重平均)。
- 【20人以下】賃上げ額(時給)43.3円、賃上げ率3.88%(加重平均)。
- ・業種別では、医療・介護・看護業、運輸業で4%台後半と高い賃上げ率。正社員の賃上げ率3.62%は高い数字であり、日本商工会議所は中小企業に賃上げの動きが広がっていると分析していますが、報道では大企業との差はなお大きいとの声もあります。

受動喫煙防止対策助成金 令和6年度の申請が始まりました

◆受動喫煙防止対策助成金とは

中小企業事業主による受動喫煙防止のための施設設備の整備に対し助成することにより、事業場における受動喫煙防止対策を推進することを目的とするものです(令和6年度の申請は令和7年1月31日まで)。喫煙専用室の設置・改修、指定たばこ専用喫煙室の設置・改修の

措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などが助成対象となります。

◆助成率、助成額は

喫煙室の設置などに係る経費のうち、100万円を上限に、3分の2(主たる業種の産業分類が飲食店以外は2分の1)が助成されます(工事実施後に支給)。助成を受けるには、工事の着工前に「受動喫煙防止対策助成金交付申請書」を所轄都道府県労働局長に提出し、あらかじめ交付決定を受ける必要があります。

◆対象となる事業主は

以下の①～④すべてに該当する事業主です。

- ①健康増進法で定める既存特定飲食提供施設(※)を営んでいる、②労働者災害補償保険の適用を受ける、③中小事業主である、④事業場内において措置を講じた区域以外を禁煙とする。

※健康増進法に規定する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設で、ア. 現に存する飲食店、イ. 資本金5,000万円以下、ウ. 客席面積100㎡以下の要件を満たすもの

テナントに出店している事業者や貸ビルに入居している事業者も、施設管理者の承諾が得られれば、申請できます。

高年齢労働者の労働災害防止等のための補助金が拡充されています

◆令和6年度エイジフレンドリー補助金の申請受付中

本補助金は、高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛の防止策導入等、労働者の健康保持増進策を講じる中小企業事業者が活用でき、「高年齢労働者の労働災害防止対策コース」「転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース」「コラボヘルスコース」の3コースがあります。

◆今年度からの拡充内容

「転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース」の補助率が4分の3に引き上げられ、補助対象が「すべての中小事業者」へと拡充されています。

本コースは、高年齢労働者に多い転倒や腰痛の防止・予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェックおよび専門家等による運動指導等に要する経費を補助するもので、上限額は100万円です。